平成２１年（フ）第４１号
長野県飯田市錦町１丁目１番地
債務者　清水　茂子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第４２号
長野県飯田市錦町１丁目１番地
債務者　清水　　淳
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第７５号
長野県飯田市松尾清水4784番地４雇用促進住宅２―504号
債務者　和賀由紀子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第８３号
長野県飯田市下久堅下虎岩864番地
債務者　中村　豊久
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第８５号
長野県下伊那郡阿智村浪合432番地４
債務者　東　　和人
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第８６号
長野県下伊那郡阿智村浪合432番地４
債務者　東　　由美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１４４号
宮城県石巻市大手町６番33号
債務者　佐々木洋徳
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
宮城県石巻市小船越字舟形253番地２
債務者　松川かつ子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
宮城県石巻市雄勝町名振字中28番地１
債務者　木村　裕規
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
宮城県石巻市羽黒町１丁目２番22号
債務者　四倉加寿枝
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第７８号
福島県白河市鬼越77番地２松風の里県営住宅２―16
債務者　東　よ志子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１０７７号
神戸市東灘区御影山手３丁目１番10―400号
債務者　牛田　　健
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０８１号
神戸市兵庫区小松通４丁目２番22号桑木ビル301号
債務者　旅田　昭則
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０８７号
神戸市中央区東川崎町５丁目１番１―407号
債務者　酒井　正子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１３４号
名古屋市北区如意５丁目55番地
債務者　稲垣みゆき
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７８号
青森市茶屋町９番８号　坂本アパート２号
債務者　木村　勝子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０２号
青森市西滝３丁目19番29号
債務者　高橋　丈夫
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２０号
青森県上北郡東北町字浜家苫５番地６
債務者　濱田　典子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係